

○厚生労働省令第二十五号
 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の二十三第一項、第四十五条の二十四第一項及び第四十五条の二十七第二項の規定に基づき、社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月二十日

社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令

社会福祉法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第七十九号）の一部を次のように改正する。
 次の表のように改正する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

（傍線部分は改正部分）

		改	正	後			改	正	前
2	第三十条（略）	（附属明細書）	（略）		2	第三十条（略）	（附属明細書）	（略）	
<p>三 役員退職慰労引当金</p>					<p>（新設）</p>				
<p>第五條（略）</p> <p>2 次に掲げるもののほか、引当金については、会計年度の末日において、将来の費用の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該会計年度の負担に属する金額を費用として繰り入れることにより計上した額を付さなければならない。</p> <p>一・二（略）</p>					<p>第五條（略）</p> <p>2 次に掲げるもののほか、引当金については、会計年度の末日において、将来の費用の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該会計年度の負担に属する金額を費用として繰り入れることにより計上した額を付さなければならない。</p> <p>一・二（略）</p>				
<p>附則</p> <p>第四章 財産目録（第三十一条―第三十四条）</p> <p>第六節 附属明細書（第三十条）</p> <p>（負債の評価）</p>					<p>（新設）</p> <p>第四章 財産目録（第三十一条―第三十四条）</p> <p>第六節 附属明細書（第三十条）</p> <p>（負債の評価）</p>				
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二条の三）</p> <p>第二章 会計帳簿（第三条―第六条）</p> <p>第三章 計算関係書類</p> <p>第一節 総則（第七条―第十一条）</p> <p>第二節 資金収支計算書（第十二条―第十八条）</p> <p>第三節 事業活動計算書（第十九条―第二十四条）</p> <p>第四節 貸借対照表（第二十五条―第二十八条）</p> <p>第五節 計算書類の注記（第二十九条）</p> <p>第六節 附属明細書（第三十条）</p>					<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二条の三）</p> <p>第二章 会計帳簿（第三条―第六条）</p> <p>第三章 計算関係書類</p> <p>第一節 総則（第七条―第十一条）</p> <p>第二節 資金収支計算書（第十二条―第十八条）</p> <p>第三節 事業活動計算書（第十九条―第二十四条）</p> <p>第四節 貸借対照表（第二十五条―第二十八条）</p> <p>第五節 計算書類の注記（第二十九条）</p> <p>第六節 附属明細書（第三十条）</p>				

3 社会福祉法人は、第一項の規定にかかわらず、厚生労働省社会・援護局長（次項及び第三十四条において「社会・援護局長」という。）が定めるところにより、同項各号に掲げる附属明細書の作成を省略することができる。

4 第一項各号に掲げる附属明細書の様式は、社会・援護局長が定める。

別表第一 資金収支計算書勘定科目（第十八条関係）

収入の部

事業活動による収入		
大区分	中区分	小区分
(略)	(略)	(略)
医療事業収入	(略)	(略)
<u>退職共済事業収入</u>	<u>事務費収入</u>	
(略)	(略)	(略)
その他の活動による収入		
大区分	中区分	小区分
(略)		
長期運営資金借入金収入		
<u>役員等長期借入金収入</u>		
(略)	(略)	
その他の活動による収入	<u>退職共済預り金収入</u>	
	<u>退職共済事業管理資産取崩収入</u>	
	(何)収入	

支出の部

事業活動による支出		
大区分	中区分	小区分
人件費支出	役員報酬支出	
	<u>役員退職慰労金支出</u>	
	(略)	
(略)	(略)	
授産事業支出	(略)	

3 社会福祉法人は、前項の規定にかかわらず、厚生労働省社会・援護局長（次項及び第三十四条において「社会・援護局長」という。）が定めるところにより、同項各号に掲げる附属明細書の作成を省略することができる。

4 第一項各号に掲げる附属明細書の様式は、社会・援護局長が定める。

別表第一 資金収支計算書勘定科目（第十八条関係）

収入の部

事業活動による収入		
大区分	中区分	小区分
(略)	(略)	(略)
医療事業収入	(略)	(略)
(新設)	(新設)	
(略)	(略)	(略)
その他の活動による収入		
大区分	中区分	小区分
(略)		
長期運営資金借入金収入		
(新設)		
(略)	(略)	
その他の活動による収入	(新設)	
	(新設)	
	(何)収入	

支出の部

事業活動による支出		
大区分	中区分	小区分
人件費支出	役員報酬支出	
	(新設)	
	(略)	
(略)	(略)	
授産事業支出	(略)	

<u>退職共済事業支出</u>	<u>事務費支出</u>	
(略)	(略)	(略)
その他の活動による支出		
大区分	中区分	小区分
長期運営資金借入金元金償還支出		
<u>役員等長期借入金元金償還支出</u>		
(略)	(略)	(略)
その他の活動による支出	<u>退職共済預り金返還支出</u>	
	<u>退職共済事業管理資産支出</u>	
	(何) 支出	

別表第二 事業活動計算書勘定科目（第二十四条関係）

収益の部

サービス活動増減による収益		
大区分	中区分	小区分
(略)	(略)	(略)
医療事業収益	(略)	(略)
<u>退職共済事業収益</u>	<u>事務費収益</u>	
(略)	(略)	(略)
サービス活動外増減による収益		
大区分	中区分	小区分
(略)		
有価証券売却益		
<u>基本財産評価益</u>		
(略)		
投資有価証券売却益		
<u>積立資産評価益</u>		
その他のサービス活動外収益	(略)	
	為替差益	

(新設)	(新設)	
(略)	(略)	(略)
その他の活動による支出		
大区分	中区分	小区分
長期運営資金借入金元金償還支出		
(新設)		
(略)	(略)	(略)
その他の活動による支出	(新設)	
	(新設)	
	(何) 支出	

別表第二 事業活動計算書勘定科目（第二十四条関係）

収益の部

サービス活動増減による収益		
大区分	中区分	小区分
(略)	(略)	(略)
医療事業収益	(略)	(略)
(新設)	(新設)	
(略)	(略)	(略)
サービス活動外増減による収益		
大区分	中区分	小区分
(略)		
有価証券売却益		
(新設)		
(略)		
投資有価証券売却益		
(新設)		
その他のサービス活動外収益	(略)	
	為替差益	

	<u>退職共済事業管理資産評価益</u>	
	<u>退職共済預り金戻入額</u>	
	(略)	
(略)		

費用の部

サービス活動増減による費用		
大区分	中区分	小区分
人件費	役員報酬	
	<u>役員退職慰労金</u>	
	<u>役員退職慰労引当金繰入</u>	
	(略)	
事業費	(略)	
	車輛費	
	<u>棚卸資産評価損</u>	
	(略)	
(略)	(略)	
授産事業費用	(略)	
<u>退職共済事業費用</u>	<u>事務費</u>	
(略)	(略)	(略)
サービス活動外増減による費用		
大区分	中区分	小区分
(略)	(略)	(略)
有価証券売却損		
<u>基本財産評価損</u>		
(略)		
投資有価証券売却損		
<u>積立資産評価損</u>		
その他のサービス活動外費用	(略)	
	為替差損	

	(新設)	
	(新設)	
	(略)	
(略)		

費用の部

サービス活動増減による費用		
大区分	中区分	小区分
人件費	役員報酬	
	(新設)	
	(新設)	
	(略)	
事業費	(略)	
	車輛費	
	(新設)	
	(略)	
(略)	(略)	
授産事業費用	(略)	
(新設)	(新設)	
(略)	(略)	(略)
サービス活動外増減による費用		
大区分	中区分	小区分
(略)	(略)	(略)
有価証券売却損		
(新設)		
(略)		
投資有価証券売却損		
(新設)		
その他のサービス活動外費用	(略)	
	為替差損	

	退職共済事業管理資産評価損	
	退職共済預り金繰入額	
	(略)	
(略)		

別表第三 貸借対照表勘定科目（第二十八条関係）

資産の部		
大区分	中区分	小区分
流動資産 固定資産 (基本財産)	(略)	
(その他の固定資産)	(略) 建物 建物減価償却累計額 (略) (略) 有形リース資産 (何) 減価償却累計額 (略) 長期預り金積立資産 退職共済事業管理資産 (略) その他の固定資産 徴収不能引当金	
負債の部		
大区分	中区分	小区分
流動負債 固定負債	(略) (略) 退職給付引当金 役員退職慰労引当金 (略) 長期預り金 退職共済預り金 (略)	
(略)		

	(新設)	
	(新設)	
	(略)	
(略)		

別表第三 貸借対照表勘定科目（第二十八条関係）

資産の部		
大区分	中区分	小区分
流動資産 固定資産 (基本財産)	(略)	
(その他の固定資産)	(略) 建物 (新設) (略) (略) 有形リース資産 (新設) (略) 長期預り金積立資産 (新設) (略) その他の固定資産 (新設)	
負債の部		
大区分	中区分	小区分
流動負債 固定負債	(略) (略) 退職給付引当金 (新設) (略) 長期預り金 (新設) (略)	
(略)		

第一号第一様式から第三号第四様式までを次のように改める。

第一号第一様式（第十七条第四項関係）

法人単位資金収支計算書

(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日

(単位：円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	介護保険事業収入 老人福祉事業収入 児童福祉事業収入 保育事業収入 就労支援事業収入 障害福祉サービス等事業収入 生活保護事業収入 医療事業収入 退職共済事業収入 (何) 事業収入 (何) 収入 借入金利息補助金収入 経常経費寄附金収入 受取利息配当金収入 その他の収入 流動資産評価益等による資金増加額 事業活動収入計(1)				
支出	人件費支出 事業費支出 事務費支出 就労支援事業支出 授産事業支出 退職共済事業支出 (何) 支出 利用者負担軽減額 支払利息支出 その他の支出 流動資産評価損等による資金減少額 事業活動支出計(2)				
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)				

施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入 施設整備等寄附金収入 設備資金借入金収入 固定資産売却収入 その他の施設整備等による収入 施設整備等収入計(4)				
	支出	設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出 固定資産除却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出 施設整備等支出計(5)				
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)					
その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 長期運営資金借入金収入 役員等長期借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入 その他の活動による収入 その他の活動収入計(7)				
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出 役員等長期借入金元金償還支出 長期貸付金支出 投資有価証券取得支出 積立資産支出 その他の活動による支出 その他の活動支出計(8)				
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)					
予備費支出(10)		×××× △××××	-	×××		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)						

前期末支払資金残高(12)				
当期末支払資金残高(11)+(12)				

(注) 予備費支出△×××円は(何)支出に充当使用した額である。

※ 本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

第一号第二様式 (第十七条第四項関係)

資金収支内訳表

(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日

(単位:円)

勘定科目		社会福祉事業	公益事業	収益事業	合計	内部取引 消去	法人合計
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入					
		老人福祉事業収入					
		児童福祉事業収入					
		保育事業収入					
		就労支援事業収入					
		障害福祉サービス等事業収入					
		生活保護事業収入					
		医療事業収入					
		退職共済事業収入					
		(何)事業収入					
		(何)収入					
	借入金利息補助金収入						
経常経費寄附金収入							
受取利息配当金収入							
その他の収入							
流動資産評価益等による資金増加額							
事業活動収入計(1)							
支出	人件費支出						
	事業費支出						
	事務費支出						
	就労支援事業支出						
	授産事業支出						
	退職共済事業支出						
	(何)支出						
	利用者負担軽減額支払利息支出						

	その他の支出						
	流動資産評価損等による資金減少額						
	事業活動支出計(2)						
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)						
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入					
		施設整備等寄附金収入					
		設備資金借入金収入					
		固定資産売却収入 その他の施設整備等による収入					
	施設整備等収入計(4)						
支出	設備資金借入金元金償還支出						
	固定資産取得支出 固定資産除却・廃棄支出						
	ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出						
	施設整備等支出計(5)						
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)						
収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入						
	長期運営資金借入金収入						
	役員等長期借入金収入						
	長期貸付金回収収入						
	投資有価証券売却収入						
	積立資産取崩収入						
	事業区分間長期借入金収入						

その他の活動による収支	事業区分間長期貸付金回収収入 事業区分間繰入金収入 その他の活動による収入						
	その他の活動収入計(7)						
支出	長期運営資金借入金元金償還支出 役員等長期借入金元金償還支出 長期貸付金支出 投資有価証券取得支出 積立資産支出 事業区分間長期貸付金支出 事業区分間長期借入金返済支出 事業区分間繰入金支出 その他の活動による支出						
	その他の活動支出計(8)						
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)						
	当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)						
前期末支払資金残高(11)							
当期末支払資金残高(10)+(11)							

※ 本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

第一号第三様式（第十七条第四項関係）

(何) 事業区分 資金収支内訳表

(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

(単位：円)

勘定科目	(何) 拠点	(何) 拠点	(何) 拠点	合計	内部取引 消去	事業区分 合計
介護保険事業収入 老人福祉事業収入 児童福祉事業収入 保育事業収入						

事業活動による収支	収入	就労支援事業収入 障害福祉サービス等事業収入 生活保護事業収入 医療事業収入 退職共済事業収入 (何) 事業収入 (何) 収入 借入金利息補助金収入 経常経費寄附金収入 受取利息配当金収入 その他の収入 流動資産評価益等による資金増加額					
	支出	事業活動収入計(1)					
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	収入	人件費支出 事業費支出 事務費支出 就労支援事業支出 授産事業支出 退職共済事業支出 (何) 支出 利用者負担軽減額 支払利息支出 その他の支出 流動資産評価損等による資金減少額					
	支出	事業活動支出計(2)					
施設整備等	収入	施設整備等補助金収入 施設整備等寄附金収入 設備資金借入金収入 固定資産売却収入 その他の施設整備等による収入					
	収入	施設整備等収入計(4)					
	支出	設備資金借入金元金償還支出					

による収支	支出	固定資産取得支出 固定資産除却・廃棄支出						
		ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出						
	施設整備等支出計(5)							
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)								
収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入							
	長期運営資金借入金収入							
	役員等長期借入金収入							
	長期貸付金回収収入							
	投資有価証券売却収入							
	積立資産取崩収入							
	事業区分間長期借入金収入							
	拠点区分間長期借入金収入							
	事業区分間長期貸付金回収収入							
	拠点区分間長期貸付金回収収入							
その他の活動による収支	事業区分間繰入金収入							
	拠点区分間繰入金収入							
	その他の活動による収入							
その他の活動収入計(7)								
長期運営資金借入金元金償還支出								
役員等長期借入金元金償還支出								

支出	長期貸付金支出						
	投資有価証券取得支出						
	積立資産支出						
	事業区分間長期貸付金支出						
	拠点区分間長期貸付金支出						
	事業区分間長期借入金返済支出						
	拠点区分間長期借入金返済支出						
	事業区分間繰入金支出						
	拠点区分間繰入金支出						
	その他の活動による支出						
その他の活動支出計(8)							
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)							
当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)							
前期末支払資金残高(11)							
当期末支払資金残高(10)+(11)							

※ 本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

第一号第四様式（第十七条第四項関係）

(何) 拠点区分 資金収支計算書

(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

(単位：円)

勘定科目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
介護保険事業収入				
施設介護料収入				
介護報酬収入				
利用者負担金収入 (公費)				
利用者負担金収入 (一般)				

居宅介護料収入
 (介護報酬収入)
 介護報酬収入
 介護予防報酬収入
 (利用者負担金収入)
 介護負担金収入(公費)
 介護負担金収入(一般)
 介護予防負担金収入(公費)
 介護予防負担金収入(一般)
 地域密着型介護料収入
 (介護報酬収入)
 介護報酬収入
 介護予防報酬収入
 (利用者負担金収入)
 介護負担金収入(公費)
 介護負担金収入(一般)
 介護予防負担金収入(公費)
 介護予防負担金収入(一般)
 居宅介護支援介護料収入
 居宅介護支援介護料収入
 介護予防支援介護料収入
 介護予防・日常生活支援総合事業収入
 事業費収入
 事業負担金収入(公費)
 事業負担金収入(一般)
 利用者等利用料収入
 施設サービス利用料収入
 居宅介護サービス利用料収入
 地域密着型介護サービス利用料収入
 食費収入(公費)
 食費収入(一般)
 食費収入(特定)
 居住費収入(公費)
 居住費収入(一般)
 居住費収入(特定)
 介護予防・日常生活支援総合事業利用料収入
 その他の利用料収入

その他の事業収入
 補助金事業収入(公費)
 補助金事業収入(一般)
 市町村特別事業収入(公費)
 市町村特別事業収入(一般)
 受託事業収入(公費)
 受託事業収入(一般)
 その他の事業収入
 (保険等査定減)
 老人福祉事業収入
 措置事業収入
 事務費収入
 事業費収入
 その他の利用料収入
 その他の事業収入
 運営事業収入
 管理費収入
 その他の利用料収入
 補助金事業収入(公費)
 補助金事業収入(一般)
 その他の事業収入
 その他の事業収入
 管理費収入
 その他の利用料収入
 その他の事業収入
 児童福祉事業収入
 措置費収入
 事務費収入
 事業費収入
 私的契約利用料収入
 その他の事業収入
 補助金事業収入(公費)
 補助金事業収入(一般)
 受託事業収入(公費)
 受託事業収入(一般)
 その他の事業収入
 保育事業収入
 施設型給付費収入
 施設型給付費収入
 利用者負担金収入
 特例施設型給付費収入
 特例施設型給付費収入
 利用者負担金収入

収入

地域型保育給付費収入
 地域型保育給付費収入
 利用者負担金収入
 特例地域型保育給付費収入
 特例地域型保育給付費収入
 利用者負担金収入
 委託費収入
 利用者等利用料収入
 利用者等利用料収入(公費)
 利用者等利用料収入(一般)
 その他の利用料収入
 私的契約利用料収入
 その他の事業収入
 補助金事業収入(公費)
 補助金事業収入(一般)
 受託事業収入(公費)
 受託事業収入(一般)
 その他の事業収入
 就労支援事業収入
 (何)事業収入
 障害福祉サービス等事業収入
 自立支援給付費収入
 介護給付費収入
 特例介護給付費収入
 訓練等給付費収入
 特例訓練等給付費収入
 地域相談支援給付費収入
 特例地域相談支援給付費収入
 計画相談支援給付費収入
 特例計画相談支援給付費収入
 障害児施設給付費収入
 障害児通所給付費収入
 特例障害児通所給付費収入
 障害児入所給付費収入
 障害児相談支援給付費収入
 特例障害児相談支援給付費収入

事業活動による収支

利用者負担金収入
 補足給付費収入
 特定障害者特別給付費収入
 特例特定障害者特別給付費収入
 特定入所障害児食費等給付費収入
 特定費用収入
 その他の事業収入
 補助金事業収入(公費)
 補助金事業収入(一般)
 受託事業収入(公費)
 受託事業収入(一般)
 その他の事業収入
 (保険等査定減)
 生活保護事業収入
 措置費収入
 事務費収入
 事業費収入
 授産事業収入
 (何)事業収入
 利用者負担金収入
 その他の事業収入
 補助金事業収入(公費)
 補助金事業収入(一般)
 受託事業収入(公費)
 受託事業収入(一般)
 その他の事業収入
 医療事業収入
 入院診療収入(公費)
 入院診療収入(一般)
 室料差額収入
 外来診療収入(公費)
 外来診療収入(一般)
 保健予防活動収入
 受託検査・施設利用収入
 訪問看護療養費収入(公費)
 訪問看護療養費収入(一般)
 訪問看護利用料収入
 訪問看護基本利用料収入
 訪問看護その他の利用料収入
 その他の医療事業収入
 補助金事業収入(公費)
 補助金事業収入(一般)

受託事業収入（公費） 受託事業収入（一般） その他の医療事業収入 （保険等査定減） 退職共済事業収入 事務費収入 （何）事業収入 （何）事業収入 その他の事業収入 補助金事業収入（公費） 補助金事業収入（一般） 受託事業収入（公費） 受託事業収入（一般） その他の事業収入 （何）収入 （何）収入 借入金利息補助金収入 経常経費寄附金収入 受取利息配当金収入 その他の収入 受入研修費収入 利用者等外給食費収入 雑収入 流動資産評価益等による資金増加額 有価証券売却益 有価証券評価益 為替差益						医薬品費支出 診療・療養等材料費支出 保健衛生費支出 医療費支出 被服費支出 教養娯楽費支出 日用品費支出 保育材料費支出 本人支給金支出 水道光熱費支出 燃料費支出 消耗器具備品費支出 保険料支出 賃借料支出 教育指導費支出 就職支度費支出 葬祭費支出 車輛費支出 管理費返還支出 （何）費支出 雑支出 事務費支出 福利厚生費支出 職員被服費支出 旅費交通費支出 研修研究費支出 事務消耗品費支出 印刷製本費支出 水道光熱費支出 燃料費支出 修繕費支出 通信運搬費支出 会議費支出 広報費支出 業務委託費支出 手数料支出 保険料支出 賃借料支出 土地・建物賃借料支出 租税公課支出 保守料支出				
事業活動収入計(1)						支出				
人件費支出 役員報酬支出 役員退職慰労金支出 職員給料支出 職員賞与支出 非常勤職員給与支出 派遣職員費支出 退職給付支出 法定福利費支出 事業費支出 給食費支出 介護用品費支出										

	渉外費支出 諸会費支出 (何) 費支出 雑支出 就労支援事業支出 就労支援事業販売原価支出 就労支援事業製造原価支出 就労支援事業仕入支出 就労支援事業販管費支出 授産事業支出 (何) 事業支出 退職共済事業支出 事務費支出 (何) 支出 利用者負担軽減額 支払利息支出 その他の支出 利用者等外給食費支出 雑支出 流動資産評価損等による資金減少額 有価証券売却損 資産評価損 有価証券評価損 (何) 評価損 為替差損 徴収不能額 事業活動支出計(2)				
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)				
収入	施設整備等補助金収入 施設整備等補助金収入 設備資金借入金元金償還補助金収入 施設整備等寄附金収入 施設整備等寄附金収入 設備資金借入金元金償還寄附金収入 設備資金借入金収入 固定資産売却収入 車輛運搬具売却収入				

施設整備等による収支	器具及び備品売却収入 (何) 売却収入 その他の施設整備等による収入 (何) 収入 施設整備等収入計(4)				
	設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出 土地取得支出 建物取得支出 車輛運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 (何) 取得支出 固定資産除却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出 (何) 支出 施設整備等支出計(5)				
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)				
その他の活	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 長期運営資金借入金収入 役員等長期借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入 退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 (何) 積立資産取崩収入 事業区分間長期借入金収入 拠点区分間長期借入金収入 事業区分間長期貸付金回収収入 拠点区分間長期貸付金回収収入 事業区分間繰入金収入 拠点区分間繰入金収入 その他の活動による収入 退職共済預り金収入 退職共済事業管理資産取崩収入 (何) 収入 その他の活動収入計(7)				
	収入				

動 による 収 支	収入	長期運営資金借入金元金償還支出				
	支出	役員等長期借入金元金償還支出 長期貸付金支出 投資有価証券取得支出 積立資産支出 退職給付引当資産支出 長期預り金積立資産支出 (何) 積立資産支出 事業区分間長期貸付金支出 拠点区分間長期貸付金支出 事業区分間長期借入金返済支出 拠点区分間長期借入金返済支出 事業区分間繰入金支出 拠点区分間繰入金支出 その他の活動による支出 退職共済預り金返還支出 退職共済事業管理資産支出 (何) 支出				
		その他の活動支出計(8)				
		その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)				
		予備費支出(10)	××× △×××	—	×××	
		当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)				
		前期末支払資金残高(12)				
		当期末支払資金残高(11)+(12)				

注) 予備費支出△×××円は(何)支出に充当使用した額である。
 ※ 本様式は、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。
 ※ 勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な科目を追加できるものとする。なお、小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けて処理することができるものとする。

第二号第一様式(第二十三条第四項関係)
 法人単位事業活動計算書
 (自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日
 (単位:円)

	勘定科目	当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
	介護保険事業収益			
	老人福祉事業収益			

サ ー ビ ス 活 動 増 減 の 部	収 益	児童福祉事業収益 保育事業収益 就労支援事業収益 障害福祉サービス等事業収益 生活保護事業収益 医療事業収益 退職共済事業収益 (何) 事業収益 (何) 収益 経常経費寄附金収益 その他の収益			
		サービス活動収益計(1)			
サ ー ビ ス 活 動 増 減 の 部	費 用	人件費 事業費 事務費 就労支援事業費用 授産事業費用 退職共済事業費用 (何) 費用 利用者負担軽減額 減価償却費 国庫補助金等特別積立金取崩額 徴収不能額 徴収不能引当金繰入 その他の費用		△×××	△×××
		サービス活動費用計(2)			
		サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)			
サ ー ビ ス 活 動 外 増 減 の 部	収 益	借入金利息補助金収益 受取利息配当金収益 有価証券評価益 有価証券売却益 基本財産評価益 投資有価証券評価益 投資有価証券売却益 積立資産評価益 その他のサービス活動外収益			
		サービス活動外収益計(4)			
サ ー ビ ス 活 動 外 増 減 の 部	収 益	支払利息 有価証券評価損 有価証券売却損 基本財産評価損			

費用	投資有価証券評価損			
	投資有価証券売却損			
費用	積立資産評価損			
	その他のサービス活動外費用			
サービス活動外費用計(5)				
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)				
経常増減差額(7)=(3)+(6)				
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益		
		施設整備等寄附金収益		
特別増減の部	費用	長期運営資金借入金元金償還寄附金収益		
		固定資産受贈額		
特別増減の部	費用	固定資産売却益		
		固定資産売却損・処分損		
特別増減の部	費用	国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)	△×××	△×××
		国庫補助金等特別積立金積立額		
特別増減の部	費用	災害損失		
		その他の特別損失		
特別増減差額(10)=(8)-(9)				
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)				
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)			
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)			
	基本金取崩額(14)			
	その他の積立金取崩額(15)			
	その他の積立金積立額(16)			
次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)				

※ 本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

第二号第二様式(第二十三条第四項関係)
事業活動内訳表
(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日
(単位:円)

勘定科目		社会福祉事業	公益事業	収益事業	合計	内部取引消去	法人合計
サービス活動増減の部	収益						
	費用						
サービス活動増減の部	収益						
	費用						
サービス活動増減の部	収益						
	費用						
サービス活動増減の部	収益						
	費用						
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)							

サービス活動外増減の部	収益	借入金利息補助金収益						
	費用	受取利息配当金収益						
サービス活動外増減の部	収益	有価証券評価益						
	費用	有価証券売却益						
サービス活動外増減の部	収益	基本財産評価益						
	費用	投資有価証券評価益						
サービス活動外増減の部	収益	投資有価証券売却益						
	費用	積立資産評価益						
サービス活動外増減の部	収益	その他のサービス活動外収益						
	費用	サービス活動外収益計(4)						
サービス活動外増減の部	収益	支払利息						
	費用	有価証券評価損						
サービス活動外増減の部	収益	有価証券売却損						
	費用	基本財産評価損						
サービス活動外増減の部	収益	投資有価証券評価損						
	費用	投資有価証券売却損						
サービス活動外増減の部	収益	積立資産評価損						
	費用	その他のサービス活動外費用						
サービス活動外増減の部	収益	サービス活動外費用計(5)						
	費用	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)						
サービス活動外増減の部		経常増減差額(7)=(3)+(6)						
収益	収益	施設整備等補助金収益						
	費用	施設整備等寄附金収益						
収益	収益	長期運営資金借入金元金償還寄附金収益						
	費用	固定資産受贈額						
収益	収益	固定資産売却益						

特別増減の部	収益	事業区分間繰入金収益						
	費用	事業区分間固定資産移管収益						
特別増減の部	収益	その他の特別収益						
	費用	特別収益計(8)						
特別増減の部	収益	基本金組入額						
	費用	資産評価損						
特別増減の部	収益	固定資産売却損・処分損						
	費用	国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)	△×××	△×××	△×××	△×××		△×××
特別増減の部	収益	国庫補助金等特別積立金積立額						
	費用	災害損失						
特別増減の部	収益	事業区分間繰入金費用						
	費用	事業区分間固定資産移管費用						
特別増減の部	収益	その他の特別損失						
	費用	特別費用計(9)						
特別増減の部		特別増減差額(10)=(8)-(9)						
特別増減の部		当期活動増減差額(11)=(7)+(10)						
繰越活動増減差額の部	繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)						
	繰越活動増減差額の部	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)						
繰越活動増減差額の部	繰越活動増減差額の部	基本金取崩額(14)						
	繰越活動増減差額の部	その他の積立金取崩額(15)						
繰越活動増減差額の部	繰越活動増減差額の部	その他の積立金積立額(16)						
	繰越活動増減差額の部	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)						

※ 本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

第二号第三様式（第二十三条第四項関係）

(何) 事業区分 事業活動内訳表

(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

(単位：円)

勘定科目	(何) 拠点	(何) 拠点	(何) 拠点	合計	内部取引消去	事業区分合計
介護保険事業収益						
老人福祉事業収益						

サービス活動増減の部	収益	児童福祉事業収益									
		保育事業収益									
		就労支援事業収益									
		障害福祉サービス等事業収益									
		生活保護事業収益									
		医療事業収益									
		退職共済事業収益									
		(何) 事業収益									
		(何) 収益									
		経常経費寄附金収益									
その他の収益											
		サービス活動収益計(1)									
サービス活動増減の部	費用	人件費									
		事業費									
		事務費									
		就労支援事業費用									
		授産事業費用									
		退職共済事業費用									
		(何) 費用									
		利用者負担軽減額									
		減価償却費									
		国庫補助金等特別積立金取崩額	△×××	△×××	△×××	△×××			△×××		
徴収不能額											
徴収不能引当金繰入											
その他の費用											
		サービス活動費用計(2)									
		サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)									
		借入金利息補助金収益									
		受取利息配当金収益									
		有価証券評価益									
		有価証券売却益									
サービス活動外増減の部	収益	基本財産評価益									
		投資有価証券評価益									
		投資有価証券売却益									
		積立資産評価益									
		その他のサービス活動外収益									
				サービス活動外収益計(4)							
		サービス活動外増減の部	費用	支払利息							
				有価証券評価損							
				有価証券売却損							
				基本財産評価損							
投資有価証券評価損											
投資有価証券売却損											
積立資産評価損											
その他のサービス活動外費用											
				サービス活動外費用計(5)							
				サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)							
		経常増減差額(7)=(3)+(6)									
サービス活動外増減の部	収益	施設整備等補助金収益									
		施設整備等寄附金収益									
		長期運営資金借入金元金償還寄附金収益									
		固定資産受贈額									
		固定資産売却益									
		事業区分間繰入金収益									
		拠点区分間繰入金収益									
		事業区分間固定資産移管収益									

特別増減の部	拠点区分間固定資産移管収益 その他の特別収益							
	特別収益計(8)							
費用	基本金組入額 資産評価損 固定資産売却損・処分損 国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等) 国庫補助金等特別積立金積立額 災害損失 事業区分間繰入金費用 拠点区分間繰入金費用 事業区分間固定資産移管費用 拠点区分間固定資産移管費用 その他の特別損失	△×××	△×××	△×××	△×××			△×××
	特別費用計(9)							
	特別増減差額(10)=(8)-(9)							
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)							
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)							
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)							
	基本金取崩額(14)							
	その他の積立金取崩額(15)							
	その他の積立金積立額(16)							
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)							

※ 本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

第二号第四様式(第二十三条第四項関係)

(何) 拠点区分 事業活動計算書

(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

(単位:円)

勘定科目	当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
介護保険事業収益			
施設介護料収益			
介護報酬収益			

利用者負担金収益(公費)
利用者負担金収益(一般)
居宅介護料収益
(介護報酬収益)
介護報酬収益
介護予防報酬収益
(利用者負担金収益)
介護負担金収益(公費)
介護負担金収益(一般)
介護予防負担金収益(公費)
介護予防負担金収益(一般)
地域密着型介護料収益
(介護報酬収益)
介護報酬収益
介護予防報酬収益
(利用者負担金収益)
介護負担金収益(公費)
介護負担金収益(一般)
介護予防負担金収益(公費)
介護予防負担金収益(一般)
居宅介護支援介護料収益
居宅介護支援介護料収益
介護予防支援介護料収益
介護予防・日常生活支援総合事業収益
事業費収益
事業負担金収益(公費)
事業負担金収益(一般)
利用者等利用料収益
施設サービス利用料収益
居宅介護サービス利用料収益
地域密着型介護サービス利用料収益
食費収益(公費)
食費収益(一般)
食費収益(特定)
居住費収益(公費)
居住費収益(一般)
居住費収益(特定)
介護予防・日常生活支援総合事業利用料収益
その他の利用料収益

その他の事業収益
 補助金事業収益（公費）
 補助金事業収益（一般）
 市町村特別事業収益（公費）
 市町村特別事業収益（一般）
 受託事業収益（公費）
 受託事業収益（一般）
 その他の事業収益
 （保険等査定減）
 老人福祉事業収益
 措置事業収益
 事務費収益
 事業費収益
 その他の利用料収益
 その他の事業収益
 運営事業収益
 管理費収益
 その他の利用料収益
 補助金事業収益（公費）
 補助金事業収益（一般）
 その他の事業収益
 その他の事業収益
 管理費収益
 その他の利用料収益
 その他の事業収益
 児童福祉事業収益
 措置費収益
 事務費収益
 事業費収益
 私的契約利用料収益
 その他の事業収益
 補助金事業収益（公費）
 補助金事業収益（一般）
 受託事業収益（公費）
 受託事業収益（一般）
 その他の事業収益
 保育事業収益
 施設型給付費収益
 施設型給付費収益
 利用者負担金収益

収益

特例施設型給付費収益
 特例施設型給付費収益
 利用者負担金収益
 地域型保育給付費収益
 地域型保育給付費収益
 利用者負担金収益
 特例地域型保育給付費収益
 特例地域型保育給付費収益
 利用者負担金収益
 委託費収益
 利用者等利用料収益
 利用者等利用料収益（公費）
 利用者等利用料収益（一般）
 その他の利用料収益
 私的契約利用料収益
 その他の事業収益
 補助金事業収益（公費）
 補助金事業収益（一般）
 受託事業収益（公費）
 受託事業収益（一般）
 その他の事業収益
 就労支援事業収益
 （何）事業収益
 障害福祉サービス等事業収益
 自立支援給付費収益
 介護給付費収益
 特例介護給付費収益
 訓練等給付費収益
 特例訓練等給付費収益
 地域相談支援給付費収益
 特例地域相談支援給付費収益
 計画相談支援給付費収益
 特例計画相談支援給付費収益
 障害児施設給付費収益
 障害児通所給付費収益
 特例障害児通所給付費収益
 障害児入所給付費収益
 障害児相談支援給付費収益
 特例障害児相談支援給付費収益
 利用者負担金収益
 補足給付費収益
 特定障害者特別給付費収益

サービス活動増減の部

特例特定障害者特別給付費収益
 特定入所障害児食費等給付費収益
 特定費用収益
 その他の事業収益
 補助金事業収益（公費）
 補助金事業収益（一般）
 受託事業収益（公費）
 受託事業収益（一般）
 その他の事業収益
 （保険等査定減）
 生活保護事業収益
 措置費収益
 事務費収益
 事業費収益
 授産事業収益
 （何）事業収益
 利用者負担金収益
 その他の事業収益
 補助金事業収益（公費）
 補助金事業収益（一般）
 受託事業収益（公費）
 受託事業収益（一般）
 その他の事業収益
 医療事業収益
 入院診療収益（公費）
 入院診療収益（一般）
 室料差額収益
 外来診療収益（公費）
 外来診療収益（一般）
 保健予防活動収益
 受託検査・施設利用収益
 訪問看護療養費収益（公費）
 訪問看護療養費収益（一般）
 訪問看護利用料収益
 訪問看護基本利用料収益
 訪問看護その他の利用料収益
 その他の医療事業収益
 補助金事業収益（公費）
 補助金事業収益（一般）
 受託事業収益（公費）
 受託事業収益（一般）

その他の医業収益
 （保険等査定減）
 退職共済事業収益
 事務費収益
 （何）事業収益
 （何）事業収益
 その他の事業収益
 補助金事業収益（公費）
 補助金事業収益（一般）
 受託事業収益（公費）
 受託事業収益（一般）
 その他の事業収益
 （何）収益
 （何）収益
 経常経費寄附金収益
 その他の収益

サービス活動収益計(1)

人件費
 役員報酬
 役員退職慰労金
 役員退職慰労引当金繰入
 職員給料
 職員賞与
 賞与引当金繰入
 非常勤職員給与
 派遣職員費
 退職給付費用
 法定福利費
 事業費
 給食費
 介護用品費
 医薬品費
 診療・療養等材料費
 保健衛生費
 医療費
 被服費
 教養娯楽費
 日用品費
 保育材料費
 本人支給金
 水道光熱費
 燃料費

	退職共済預り金繰入額 雑損失			
	サービス活動外費用計(5)			
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)			
	経常増減差額(7)=(3)+(6)			
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益 施設整備等補助金収益 設備資金借入金元金償還補助金収益 施設整備等寄附金収益 施設整備等寄附金収益 設備資金借入金元金償還寄附金収益 長期運営資金借入金元金償還寄附金収益 固定資産受贈額 (何) 受贈額 固定資産売却益 車輛運搬具売却益 器具及び備品売却益 (何) 売却益 事業区分間繰入金収益 拠点区分間繰入金収益 事業区分間固定資産移管収益 拠点区分間固定資産移管収益 その他の特別収益 徴収不能引当金戻入益		
	費用	基本金組入額 資産評価損 固定資産売却損・処分損 建物売却損・処分損 車輛運搬具売却損・処分損 器具及び備品売却損・処分損 その他の固定資産売却損・処分損 国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等) 国庫補助金等特別積立金積立額 災害損失 事業区分間繰入金費用 拠点区分間繰入金費用 事業区分間固定資産移管費用	△×××	△×××
	特別収益計(8)			

	拠点区分間固定資産移管費用 その他の特別損失			
	特別費用計(9)			
	特別増減差額(10)=(8)-(9)			
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)			
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)			
	基本金取崩額(14)			
	その他の積立金取崩額(15)			
	(何) 積立金取崩額			
	その他の積立金積立額(16)			
	(何) 積立金積立額			
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)			

※ 本様式は、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。
 ※ 勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な科目を追加できるものとする。なお、小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けて処理することができるものとする。

第三号第一様式（第二十七条第四項関係）
 法人単位貸借対照表
 平成 年 月 日現在

(単位：円)

	資 産 の 部			負 債 の 部		
	当年度末	前年度末	増減	当年度末	前年度末	増減
流動資産				流動負債		
現金預金				短期運営資金借入金		
有価証券				事業未払金		
事業未収金				その他の未払金		
未収金				支払手形		
未収補助金				役員等短期借入金		
未収収益				1年以内返済予定設備資金借入金		
受取手形				1年以内返済予定長期運営資金借入金		
貯蔵品						
医薬品						
診療・療養費等材料						
給食用材料						

商品・製品 仕掛品 原材料 立替金 前払金 前払費用 1年以内回収 予定長期貸付 金 短期貸付金 仮払金 その他の流動 資産 徴収不能引当 金	△×××	△×××	1年以内返済 予定リース債 務 1年以内返済 予定役員等長 期借入金 1年以内支払 予定長期未払 金 未払費用 預り金 職員預り金 前受金 前受収益 仮受金 賞与引当金 その他の流動 負債		
固定資産			固定負債		
基本財産			設備資金借入 金 長期運営資金 借入金 リース債務 役員等長期借 入金 退職給付引当 金 役員退職慰勞 引当金 長期未払金 長期預り金 退職共済預り 金 その他の固定 負債		
土地 建物 建物減価償 却累計額 定期預金 投資有価証 券	△×××	△×××			
その他の固定 資産					
土地 建物 構築物 機械及び装 置 車輛運搬具 器具及び備 品 建設仮勘定 有形リース 資産 (何)減価 償却累計額 権利 ソフトウェア 無形リース 資産	△×××	△×××			
			負債の部合計		
			純 資 産 の 部		
			基本金 国庫補助金等特 別積立金 その他の積立金 (何)積立金 次期繰越活動増 減差額 (うち当期活動 増減差額)		

投資有価証 券 長期貸付金 退職給付引 当資産 長期預り金 積立資産 退職共済事 業管理資産 (何)積立 資産 差入保証金 長期前払費 用 その他の固 定資産 徴収不能引 当金	△×××	△×××			
			純資産の部合計		
資産の部合計			負債及び純資産 の部合計		

※ 本様式は、勘定科目の大区分及び中区分を記載するが、必要のない中区分の勘定科目は省略することができる。

※ 勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、適当な科目を追加できるものとする。

第三号第二様式（第二十七条第四項関係）

貸借対照表内訳表
平成 年 月 日現在

(単位：円)

勘定科目	社会福祉 事業	公益事業	収益事業	合計	内部取引 消去	法人合計
流動資産						
現金預金 有価証券 事業未収金 未収金 未収補助金 未収収益 受取手形 貯蔵品 医薬品 診療・療養費等材料 給食用材料 商品・製品 仕掛品 原材料						

立替金						
前払金						
前払費用						
1年以内回収予定長期貸付金						
1年以内回収予定事業区分間長期貸付金						
短期貸付金						
事業区分間貸付金						
仮払金						
その他の流動資産						
徴収不能引当金	△×××	△×××	△×××	△×××		△×××
固定資産						
基本財産						
土地						
建物						
建物減価償却累計額	△×××	△×××	△×××	△×××		△×××
定期預金						
投資有価証券						
その他の固定資産						
土地						
建物						
構築物						
機械及び装置						
車輛運搬具						
器具及び備品						
建設仮勘定						
有形リース資産						
(何) 減価償却累計額	△×××	△×××	△×××	△×××		△×××
権利						
ソフトウェア						
無形リース資産						
投資有価証券						
長期貸付金						
事業区分間長期貸付金						
退職給付引当資産						
長期預り金積立資産						
退職共済事業管理資産						
(何) 積立資産						
差入保証金						

長期前払費用						
その他の固定資産						
徴収不能引当金	△×××	△×××	△×××	△×××		△×××
資産の部合計						
流動負債						
短期運営資金借入金						
事業未払金						
その他の未払金						
支払手形						
役員等短期借入金						
1年以内返済予定設備資金借入金						
1年以内返済予定長期運営資金借入金						
1年以内返済予定リース債務						
1年以内返済予定役員等長期借入金						
1年以内返済予定事業区分間長期借入金						
1年以内支払予定長期未払金						
未払費用						
預り金						
職員預り金						
前受金						
前受収益						
事業区分間借入金						
仮受金						
賞与引当金						
その他の流動負債						
固定負債						
設備資金借入金						
長期運営資金借入金						
リース債務						
役員等長期借入金						
事業区分間長期借入金						
退職給付引当金						
役員退職慰労引当金						
長期未払金						
長期預り金						

退職共済預り金 その他の固定負債						
負債の部合計						
基本金 国庫補助金等特別積立金 その他の積立金 （何）積立金 次期繰越活動増減差額 （うち当期活動増減差額）						
純資産の部合計						
負債及び純資産の部合計						

※ 本様式は、勘定科目の大区分及び中区分を記載するが、必要のない中区分の勘定科目は省略することができる。

※ 勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、適当な科目を追加できるものとする。

第三号第三様式（第二十七条第四項関係）

（何）事業区分 貸借対照表内訳表

平成 年 月 日現在

（単位：円）

勘定科目	(何)拠点	(何)拠点	(何)拠点	合計	内部取引 消去	事業区分 計
流動資産						
現金預金						
有価証券						
事業未収金						
未収金						
未収補助金						
未収収益						
受取手形						
貯蔵品						
医薬品						
診療・療養費等材料						
給食用材料						
商品・製品						
仕掛品						
原材料						
立替金						
前払金						
前払費用						
1年以内回収予定長期貸付金						

1年以内回収予定事業区分間長期貸付金						
1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金						
短期貸付金						
事業区分間貸付金						
拠点区分間貸付金						
仮払金						
その他の流動資産						
徴収不能引当金	△×××	△×××	△×××	△×××		△×××
固定資産						
基本財産						
土地						
建物						
建物減価償却累計額	△×××	△×××	△×××	△×××		△×××
定期預金						
投資有価証券						
その他の固定資産						
土地						
建物						
構築物						
機械及び装置						
車輛運搬具						
器具及び備品						
建設仮勘定						
有形リース資産						
（何）減価償却累計額	△×××	△×××	△×××	△×××		△×××
権利						
ソフトウェア						
無形リース資産						
投資有価証券						
長期貸付金						
事業区分間長期貸付金						
拠点区分間長期貸付金						
退職給付引当資産						
長期預り金積立資産						
退職共済事業管理資産						
（何）積立資産						
差入保証金						
長期前払費用						

その他の固定資産 徴収不能引当金	△×××	△×××	△×××	△×××	△×××
資産の部合計					
流動負債					
短期運営資金借入金 事業未払金 その他の未払金 支払手形 役員等短期借入金 1年以内返済予定設備資金借入金 1年以内返済予定長期運営資金借入金 1年以内返済予定リース債務 1年以内返済予定役員等長期借入金 1年以内返済予定事業区分間長期借入金 1年以内返済予定拠点区分間長期借入金 1年以内支払予定長期未払金 未払費用 預り金 職員預り金 前受金 前受収益 事業区分間借入金 拠点区分間借入金 仮受金 賞与引当金 その他の流動負債					
固定負債					
設備資金借入金 長期運営資金借入金 リース債務 役員等長期借入金 事業区分間長期借入金 拠点区分間長期借入金 退職給付引当金 役員退職慰労引当金					

長期未払金 長期預り金 退職共済預り金 その他の固定負債					
負債の部合計					
基本金 国庫補助金等特別積立金 その他の積立金 (何)積立金 次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)					
純資産の部合計					
負債及び純資産の部合計					

※ 本様式は、勘定科目の大区分及び中区分を記載するが、必要のない中区分の勘定科目は省略することができる。

※ 勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、適当な科目を追加できるものとする。

第三号第四様式（第二十七条第四項関係）

(何) 拠点区分 貸借対照表
平成 年 月 日現在

(単位：円)

資 産 の 部			負 債 の 部				
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産				流動負債			
現金預金 有価証券 事業未収金 未収金 未収補助金 未収収益 受取手形 貯蔵品 医薬品 診療・療養費 等材料 給食用材料 商品・製品 仕掛品 原材料 立替金 前払金				短期運営資金借入金 事業未払金 その他の未払金 支払手形 役員等短期借入金 1年以内返済予定設備資金借入金 1年以内返済予定長期運営資金借入金 1年以内返済予定リース債務 1年以内返済予定役員等長期借入金			

前払費用 1年以内回収 予定長期貸付 金 1年以内回収 予定事業区分 間長期貸付金 1年以内回収 予定拠点区分 間長期貸付金 短期貸付金 事業区分間貸 付金 拠点区分間貸 付金 仮払金 その他の流動 資産 徴収不能引当 金			1年以内返済 予定事業区分 間長期借入金 1年以内返済 予定拠点区分 間長期借入金 1年以内支払 予定長期未払 金 未払費用 預り金 職員預り金 前受金 前受収益 事業区分間借 入金 拠点区分間借 入金 仮受金 賞与引当金 その他の流動 負債				
固定資産			固定負債				
基本財産			設備資金借入 金 長期運営資金 借入金 リース債務 役員等長期借 入金 事業区分間長 期借入金 拠点区分間長 期借入金 退職給付引当 金 役員退職慰勞 引当金 長期未払金 長期預り金 退職共済預り 金 その他の固定 負債				
土地 建物 建物減価償 却累計額 定期預金 投資有価証 券	△×××	△×××	負債の部合計				
その他の固定 資産			負債の部合計				
土地 建物 構築物 機械及び装 置 車輛運搬具 器具及び備 品 建設仮勘定 有形リース 資産 (何)減価 償却累計額	△×××	△×××	純 資 産 の 部				
			基本金				

権利 ソフトウェ ア 無形リース 資産 投資有価証 券 長期貸付金 事業区分間 長期貸付金 拠点区分間 長期貸付金 退職給付引 当資産 長期預り金 積立資産 退職共済事 業管理資産 (何)積立 資産 差入保証金 長期前払費 用 その他の固 定資産 徴収不能引 当金			国庫補助金等特 別積立金 その他の積立金 (何)積立金 次期繰越活動増 減差額 (うち当期活動 増減差額)				
資産の部合計	△×××	△×××	純資産の部合計				
負債及び純資産 の部合計			負債及び純資産 の部合計				

※ 本様式は、勘定科目の大区分及び中区分を記載するが、必要のない中区分の勘定科目は省略することができる。

※ 勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、適当な科目を追加できるものとする。

附 記

- この報告は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、目次並びに第三十条第三項及び第四項の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この報告による改正後の社会福祉法人会計基準（以下この項において「新会計基準」という。）の規定は、平成三十年四月一日以後に開始する会計年度に係る計算関係書類（新会計基準第二条に規定する計算関係書類をいう。以下この項において同じ。）及び財産目録（同条に規定する財産目録をいう。以下この項において同じ。）の作成について適用し、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する会計年度に係る計算関係書類及び財産目録の作成については、なお従前の例によることとができる。

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
（ 公 印 省 略 ）

社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令の公布について

社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 25 号。以下「改正省令」という。）が本日公布されたところ、今回の改正の趣旨及び主な内容等は、下記のとおりですので、十分御了知の上、管内関係機関及び関係団体等への周知をお願いいたします。

また、都道府県におかれては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

第一 改正の趣旨

- 1 社会福祉法人（以下「法人」という。）の会計処理については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 45 条の 23 第 1 項、第 45 条の 24 第 1 項及び第 45 条の 27 第 2 項の規定に基づき、計算書類等を作成する必要がある、その基準については、社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号。以下「会計省令」という。）により定められている。
- 2 今般、社会福祉協議会が実施する退職共済事業に関し、会計処理上の整理を行ったことに伴い、その会計処理に関し必要な勘定科目を追加する。併せて、法人が会計処理を行う際、より明瞭化することが適切な勘定科目について追加を行う。

第二 改正の内容

- 1 計算書類には、資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表があり、会計省令において、これらの 3 表に記載すべき勘定科目について、別表で規定した上で、別途様式を定めている。
- 2 第一の 2 の趣旨を踏まえ、以下の勘定科目について、新たに追加を行う。（改正省令による改正後の会計省令（以下「新会計省令」という。）別表第一及び別表第二並びに第一号第一様式から第三号第四様式まで関係）
 - (1) 退職共済事業に係る勘定科目であって、同一内容であるにもかかわらず、法人の任意で別の勘定科目名が記載されてしまうおそれがあり、統一を図るべき勘定科目
（例：資金収支計算書における「退職共済事業収入」）

- (2) 貸借対照表には記載があるが、他の2表には記載のない勘定科目
(例：資金収支計算書における「役員等長期借入金収入」)
 - (3) その他、局長通知等に基づく現在の運用にかんがみ、必要な勘定科目
(例：貸借対照表における「建物減価償却累計額」)
- 3 その他所要の規定の整備を行う。

第三 施行期日等

1 施行期日

改正省令は、平成30年4月1日から施行する。ただし、会計省令の目次並びに第30条第3項及び第4項の改正規定は、公布の日から施行する。(改正省令附則1関係)

2 経過措置

新会計省令の規定は、平成30年4月1日以後に開始する会計年度に係る計算関係書類及び財産目録の作成について適用し、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する会計年度に係る計算関係書類及び財産目録の作成については、なお従前の例によることができる。(改正省令附則2関係)